

使い捨て式防じんマスクの使用限度時間

労働省（現在の厚生労働省）は、平成12年9月11日付け労働省告示第88号で、防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示19号）及び防毒マスクの規格（平成2年労働省告示第68号）の一部を改正しました。この規格の改正により、従来の石英粉じんによる粉じん捕集効率試験が削除され、新たに食塩エアロゾル及びフタル酸ジオクチル粒子の粒子捕集効率試験が導入されました。この試験変更にもとない、従来の石英粉じんを堆積させて求めていた使い捨て式防じんマスクの使用限度時間を食塩エアロゾルの堆積による使用限度時間の算出に変更しました。下記に使用限度時間の概要と算出方法について示します。

1. 使用限度時間

労働省は『使用限度時間』を「使い捨て式防じんマスクの機能を損なうことなく使用できる時間をいう」と定義しています。そして検定合格の使い捨て式防じんマスクにはこの使用限度時間を表示することが義務づけられています。

使用限度時間とは

- a) 粒子捕集効率が規格値を下回ることがなく（有害な粉じんを確実に捕集する）
- b) 吸気抵抗に著しい上昇がない（息苦しくならない）
- c) 型崩れを起こさない（良好なフィットが得られる）

以上のような状態にあり、機能を損なうことなく使用できる時間をいいます。

2. 使用限度時間の決定方法

3Mでは、使い捨て式防じんマスクの使用限度時間を以下の条件で算出しております。一例として、8210J-DS2の算出方法を示します。

毎分0.1mgの食塩エアロゾルを防じんマスクに供給したとき、吸気抵抗値が規格値の1.5倍（DS3及びDL3クラスの防じんマスクの場合は1.3倍）に達するまでの時間。

食塩エアロゾルを濃度18.9mg/m³、流量毎分85リットルにて使い捨て式防じんマスク8210J-DS2に供給したとき、吸気抵抗が75Pa(毎分40リットル)相当時に達したときの粒子捕集量を求め、毎分0.1mgを供給したときとして換算した。

8210J-DS2は80.2mgの食塩エアロゾルが捕集されたときに、吸気抵抗が75Pa(毎分40リットル)となった。したがって、

$$80.2 \text{ (mg)} = 0.1 \text{ (mg/min)} \times t \text{ (min)}$$

$$t \text{ (min)} = 80.2 \text{ (mg)} \div 0.1 \text{ (mg/min)}$$

$$= 802 \text{ (min)} = 13.4 \text{ (h)}$$

t：使用限度時間

以上より、8210J-DS2の使用限度時間は13時間と決定した。

表 3M™ 使い捨て式防じんマスクの使用限度時間

品番	検定合格番号	使用限度時間
8710-DS1	第 T M 3 6 8 号	14 時間
8812J-DS1	第 T M 3 5 3 号	12 時間
9913-DS1	第 T M 3 6 7 号	11 時間
8210J-DS2	第 T M 3 6 9 号	13 時間
9105J-DS2	第 T M 6 3 6 号	16 時間
9105JS-DS2	第 T M 6 3 7 号	12 時間
8205-DS2	第 T M 4 2 1 号	9 時間
8805-DS2	第 T M 4 3 8 号	11 時間
9926-DS2	第 T M 6 3 1 号	9 時間
8511-DS2	第 T M 7 5 6 号	18 時間
9322J+ DS2	第 T M 6 6 4 号	19 時間
8822E-DS2	第 T M 4 7 6 号	16 時間
9913JV-DS2	第 T M 5 6 2 号	9 時間
8955J-DS2	第 T M 7 4 8 号	13 時間
8955JH-DS2	第 T M 7 4 8 号	13 時間
9502+ DS2	第 T M 8 1 6 号	9 時間
8577-DL2	第 T M 6 0 号	14 時間
8233-DS3	第 T M 5 9 号	21 時間
8293-DL3	第 T M 2 8 6 号	23 時間

3. 使用限度時間と廃棄時期

使用限度時間以内でも次のいずれかに該当する場合には、マスクを廃棄して新しいマスクに交換してください。

- ①マスクが型くずれを起こしたとき、不衛生な状態になったとき、マスクが損傷したとき、装着していて異常を感じたり、息苦しくなったとき
- ②区分2以上のマスクの場合は、砒素、クロムなど有害性の高い粉じんを使用したときは、一シフトの使用ごと
- ③環境中の粒子濃度から判断する場合は、次の方法を参考にしてください。
 - ③-1 作業環境中の粒子状物質の濃度が、 $3 \text{ mg} / \text{m}^3$ 以下の環境では、マスクに表示されている使用限度時間に達したとき
 - ③-2 作業環境中の粒子状物質の濃度が、 $3 \text{ mg} / \text{m}^3$ を超える環境では、次式により算出される使用限度時間に達したとき。

$$\text{使用限度時間} = \frac{\text{マスクに表示されている使用限度時間} \times 3 (\text{mg} / \text{m}^3)}{\text{作業環境濃度} (\text{mg} / \text{m}^3)}$$

以上

仕様及び外観は予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。本書に記載してある事項、技術上の資料並びに勧告はすべて、当社の信頼している実験に基づいていますが、その正確性若しくは完全性について絶対的な保証はしません。使用者は使用に先立って製品が自己の用途に適合するか否かを判断し、それに伴う危険と責任もすべて追うものとします。売主及び製造者の義務は不良であることが証明された製品を取り替えることだけであり、それ以外の責任はご容赦ください。本書に記載されていない事項若しくは勧告は、売主及び製造者の役員が署名した契約書によらない限りは当社は責任を負いません。

3Mは、3M社の商標です。

